

日薬連発第 295 号
2025 年 4 月 16 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

【依頼／財務省国際局】外為法に基づく報告書及び
届出書の原則オンライン化について（依頼）

標記について、財務省国際局調査課より、下記及び別添のとおり、調査依頼絡がありましたので、貴団体加盟企業に周知願います。

★「外為法に基づく報告書及び届出書の原則オンライン化」について、対応が困難な事情がある場合は、日薬連事務局・奥田（TEL:03-3527-3154／e-mail:okuda@fpmaj.gr.jp）まで連絡をお願いします（期限：4 月 28 日(月)）。

※本件は、「2025 年 1 月 16 日付_日薬連発第 29 号（アンケートの依頼）」及び「2025 年 4 月 4 日付_日薬連発 267 号（アンケート結果の報告）」関連になります。

※本件に関し不明な点は、日薬連事務局・奥田まで照会ください。

【「財務省国際局調査課」からの連絡文】

先般、財務省国際局為替市場課において実施した「外為オンラインシステムの利用状況に関するアンケートのご案内」にご協力頂き、改めて御礼申し上げます。当課は外為法の各種制度の企画・立案等を所掌しており、現在、本アンケート結果等を踏まえた電子手続の制度について検討しております。

デジタル行政の推進については、法律（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）において、行政機関の事務等の一連の行程がデジタルを利用して行われるようにすること（デジタルファースト）が基本原則として求められております。

かかる中、外為法に基づく手続のオンライン申請を行う「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」について、これまで利用者の利便性等を向上させるべく、以下を含む改善を行っております。また、先般のアンケートでは、各業界団体からオンライン報告を利用していない理由として、利用できない大きな事情・ハードルは見受けられませんでした。

- ① 送信用プログラムの事前インストールの廃止、
- ② 過去のオンライン提出資料のダウンロード機能の追加、
- ③ オンライン提出の場合の「支払又は支払の受領に関する報告書（様式3）」の提出期限の延長

こうした状況を踏まえ、外為法に基づく報告書及び届出書の提出に関し、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」の対象となるものについては、一定の移行期間（例えば6ヶ月等）を置いて、原則※として当該オンラインシステムにより受け付けることを検討しております（なお、外為法に基づく手続きでも、経済産業省が所管する輸出許可申請等については、既に原則オンライン申請としております。）。

※①システムや回線の障害、災害等のやむを得ない事情がある場合、

②報告者が初めて報告を行う場合で次回以降の利用が見込まれない場合等は例外とします。

なお、一部金融機関において報告書を代理で作成している場合があると承知しておりますが、その場合においても提出はオンラインでお願いしたいと考えております。

上記オンライン申請の原則化について傘下機関・企業宛にお知らせ頂くと共に、傘下機関・企業において、どうしても対応が困難な事情がある事業者等がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。

そうした事情のある事業者等につきましては、追って、個別に詳細をお伺いし調整させていただく可能性がございますので、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

上記アンケートでは、既にオンライン申請に移行されている方々から、事務効率化、ペーパーレス化が図られた、報告期限の延長や報告履歴のメリットを享受しているなどの肯定的な意見を頂いており、オンライン申請を原則とする方針が定まった場合には、是非、ご対応頂きたく、この旨、併せて傘下機関・企業宛にお知らせください。

（最も件数が多い支払等報告書を例に電子申請のメリットや手続を別添でまとめておりますので、ご活用ください。）

以上、ご多忙の折大変恐縮ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。